

**設立 10 年を迎えるにあたっての委員長所感**  
**——消費者安全調査委員会 1.0 から 2.0 へ——**

2022 年 9 月

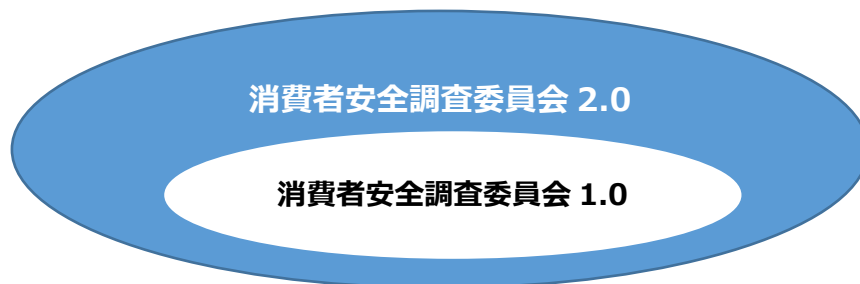
消費者安全調査委員会委員長 中川丈久

**1.はじめに**

消費者安全調査委員会（以下、「委員会」という。）設立後 10 年間の活動について報告書を取りまとめるにあたり、委員長としての所感を述べる。

報告書のうち、とくに委員長として強調したい 2 つのポイント——(1)在り方検討会の提言はどこまで達成されたかという自己評価、(2)同検討会後の社会の変化に委員会がどう向き合っ、自らも変化しつつあるかという自己認識——を、「消費者安全調査委員会 1.0 から 2.0 へ」という形で説明したい。

- 消費者安全調査委員会は、平成 23 年の「事故調査機関の在り方に関する検討会」報告書での提言を受ける形で、運輸安全委員会の消費者事故版として平成 24 年 10 月に設立。10 年間の活動を通じて、**消費者事故全般を扱う事故調査機関**という困難な組織モデルを、概ね実現することができたと自己評価する。「消費者安全調査委員会 1.0」が形成された。
- 同時に、10 年間の社会経済の変化に対応するなか、国の行政機関に働きかける消費者安全調査委員会 1.0 から、次第に、より広い関係各方面に積極的に働きかける「**包括的な消費者安全を実現する機動力となる事故調査機関**」という「消費者安全調査委員会 2.0」へと移行中である。



**2.消費者安全調査委員会 1.0 の形成**

2012 年 10 月から 2022 年 9 月までの 10 年間の活動を通じ、委員会の組織構造や作業の進め方を確立することができ、「消費者安全調査委員会 1.0」を確立することができた。

(1) 事故調査機関の在り方に関する検討会（以下、「在り方検討会」という。）の提案

平成 23 年の在り方検討会の報告書では、消費者事故の原因調査を担う事故調査機関として、運輸安全委員会を参考に、以下の特徴を有するモデルが提案された。

- ① 法的責任追及ではなく、再発防止のために広い視野で事故原因を調査する機関であること（運輸安全委員会と同様）
- ② 事業者と公正・公平さを保ちつつ、被害者とは向き合い、原因解明を行うこと（運輸安全委員会と同様）
- ③ 刑事捜査との関係で事故調査が十分できないことを避けるため、刑事捜査と事故調査の調整を図ること（運輸安全委員会と同様）
- ④ 原因解明にあたっては、自然科学的事象のみならず、ヒューマンファクターや、「システム性事故」や「組織事故」という視点をも考慮する必要があること（運輸安全委員会と同様）
- ⑤ 全件調査を行うことが想定されておらず、調査対象の選定が重要となること（省庁の所掌の隙間に落ちる事故への対応のみならず、他機関の行った事故調査の評価なども必要に応じて行う）（運輸安全委員会との相違点）

## （２）自己評価

第 1 に、在り方検討会報告書で提案された組織モデルは、消費者安全調査委員会の 10 年間の活動を通じて着実に実施し、消費者事故全般の事故調査機関としての役割を果たせつつあるのではないかと自己評価する。

委員会ならではの特徴的な活動の仕方として、次の点を指摘したい。

- ① 再発防止の観点から、複雑な業界構造を踏まえて、事業者のレイヤー構造（製造業者、保守・点検業者等）に対応した意見具申を実施
- ② 被害者・申出者のみならず、広く関係者の意見を聴取して事故原因調査を実施
- ③ 警察の事故再現実験と共同・協力して事故原因調査を行った事例も存在
- ④ 事業者側のみならず、ヒューマンファクターの観点から利用者側の消費者特性も考慮した、製品設計の在り方などを意見具申
- ⑤ 他機関の行った事故調査を評価した上で独自の事故原因調査に繋げた事例、隙間事故に対応した事例も存在
- ⑥ 消費者安全法には規定されていない意見具申後のフォローアップ作業の実施をルール化し、意見具申の実効性を高める取組も実施

第 2 に、社会への現実的な影響、すなわち委員会がどれほど役に立っているのかという観点からみると、委員会は、種々のルール形成に一定の役割を果たしてきたと自己評価する。

その中心は、意見具申による国の行政機関への働き掛けであり、法規制や規格基準の策定を求めるもの、業界団体の自主的取り組みや、そもそも業界団体の組成を促すものなど、事案に応じて多様な意見具申を行ってきた。意見具申による直接的な働き掛け以外にも、委員会の活動の蓄積によって、消費者、事業者、関係省庁等の意識や取組に少なからず影響を与えていることも考えられる。

第 3 に、委員会は、調査期間が長い（単純平均すると調査期間は 19 か月）、調査案件の数が少ない（報告書の公表は年 2 件程度）というアウトプットの量に関する指摘を受けることがある。

在り方検討会報告書では、委員会に独立性、公正性、網羅性、専門性を求めつつも、迅速性への言及はなかったところであるが（再発防止の観点から丁寧で詳細な原因調査が求められたことの反映と考えられる）、再発防止策の迅速な公表は、事故調査の質と両立する限り、望ましいことである。委員会で

は、令和2年12月の発信力強化の考え方のとりまとめ以降、調査開始決定から報告書公表まで概ね1年半弱とすることを目指している。

第4に、委員会内部では、事故現場の立入・検証などの初動調査について十分実施できておらず、現地調査を含めた初動調査の在り方についてルール化が必要ではないかとの指摘、事務局の体制を含め専門人材の育成・確保が引き続き不可欠であるとの指摘もある。さらに、委員会の所掌ではないが、ヒヤリハット事象、インシデント情報を含め、事故情報の端緒となる消費者事故情報の収集体制のさらなる強化は、引き続き検討しなければならない課題である。

### **3.消費者安全調査委員会 2.0へ**

2012年以降の10年間の社会経済の大きな変化に対応するなか、委員会は、在り方検討会が想定しなかった新たな役割や機能を担うものへと変化しつつあるとの自己認識を有している。その自己認識を的確に説明することは困難であるが、私なりに次の4点に集約して説明する。既に変化として表れているものもあれば、近い将来現れるであろうという要素も含んでいる。

#### **(1) 問題関心の拡大——「個別事案解決型に加え、安全安心な社会・産業共創型の活動も」**

10年間の活動で調査対象となった事故は、製品の欠陥由来の事故にとどまらず、サービス提供時の事故、製品・サービス両方の側面を持つ事故等、実に多様であった。そのなかで委員会の問題関心が、次のように拡大しつつあると感じている。

- ① 発生した事故の中から調査対象を選定するという考え方だけでなく、個別の事故情報をベースとしつつも、類似事故を包含したテーマ調査として選定する事例が増加している（例：子供の医薬品誤飲事故、学校の施設等による事故、トランポリンパーク等での事故）。
- ② 新しいタイプの事故を早めに選定し、得られた知見（安全設計等）を事業者にフィードバックし共有することで、安全安心な産業を共創する役割も担うべきではないかとの認識が生まれている（例：住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故、幼児同乗中の電動アシスト自転車の転倒事故）。
- ③ 法制度ゆえに起きる事故（いわゆる既存不適格、法的規制の不存在等）については、委員会が法制そのものに目を向ける必要性について委員間の関心が高まっている（例：機械式立体駐車場の事故、マグネットセットによる子供の誤飲事故、木造立体迷路の事故）。また、(4)で述べる新たな事故（たとえば自動運転の事故）については、安全のために個人情報を使うことから、個人情報保護の在り方についても提言する必要が生じることもありうる。

#### **(2) 関係機関との連携の強化 —— 「意見具申中心主義に加え、より広い関係者に働きかける積極行動主義へ」**

委員会の活動は、事故原因調査と再発防止策のとりまとめ、関係行政機関への意見具申、フォローアップが中心である。今後もこの重要性は変わらないが、意見具申の実効性を担保するため、委員会が国の行政機関にとどまらず、関係業界や関係事業者等に対しても働きかけるべき事案が増えてきている（例：水上設置遊具による事故、マグネットセットによる子供の誤飲事故）。業界構造が複層

化（製造業者、保守点検業者、製造業者・デジタルプラットフォーム提供者・販売業者等）した事案や、業界がまったく組織化されていない新たな領域の事案が増えているためである。

### **（3）発信力の強化 —— 「非公開主義から、積極的な発信主義へ」**

在り方検討会では、事故の関係者が責任追及への影響を恐れて口述をためらうこと等のないよう、委員会実務は、基本的に非公開とすることを提案。また、実験データや映像等についても被害者心情等に配慮して非公表を原則としていた。

しかし、令和2年の「消費者安全調査委員会の発信力強化に向けた考え方」により、発信主義へと転向することを決定し（会議自体は自由な審議・議論を担保する上で支障がない場合に限り公開）、調査決定時点や報告書公表前であっても、委員長による記者会見等を通じて、委員会での検討状況や関連する実験データや映像等を公表するようになったほか、消費者や事業者向けへの普及啓発動画・チラシ等を可能な限り作成して公表している。積極的発信主義に方向転換した背景に、委員会の認知度の向上に加え、次の要因も考えられる。

- ① 製品利用時の事故やサービス提供時の事故など、再発防止には消費者への情報提供をすることが重要と思われる事案が増えていること。たとえば、グローバル化やデジタル化を通じて、個人輸入の増加等により、事故関係者が国内に存在しない事案では、事故調査の初期の段階から、繰り返し注意喚起や発信を続けることが重要となる。
- ② 実験データや映像等については、調査分析、研究開発上有用と思われるものも多く、政府が有する公共財として広く社会の用に供する必要性があるとの認識が一般に定着したこと

### **（4）情報体制の変化 —— 「情報収集型（受身）から、情報取得型（能動）へ」**

製品やサービスがインターネット取引を通じて海外から輸入され、国内で事故が発生する事例が増加しており、また近い将来、AIやドローン等のデジタル技術を体現した新製品が現れ、サービスと融合する新しいタイプの事故が今後発生することも予想される。

そのため、これまでの事故情報の収集システムに限定せず、医療機関等の連携やSNS等の多様な端緒情報の把握に加え、海外も視野に入れ、諸外国で実際に発生している事故事例や諸外国の法制度上等での対応について調査・分析機能を強化することが必要になると考えられる。

SDGsの取組が進展する中で、中古品やリビルド品の流通が予期せぬ事故を発生させる可能性、製品そのものよりソフトウェアの更新に関連する事故、カスタマイズを前提とした製品に起因する事故等、新たなタイプの事故が発生する可能性もあり、今後顕在化する事故を予想した調査（情報取得）が必要になると考えられる。

## **4.おわりに**

消費者安全調査委員会 1.0 から 2.0 への拡大は、消費者安全法制における委員会の位置付けの変化——包括的な消費者安全を実現するための“最後の砦”となる組織を目指すべきであるとの意識の発生——の現れであると考えられる。消費者安全調査委員会 2.0 を支える事務局体制の強化や専門的人材の確保がますます求められるところである。